○内閣府文部科学省厚生労働省令第二号

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第九項」を「第八項」に改め、同条の表第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項第一号及び第二項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項の項中「第二十二条第一項第八号」を「第二十二条第一項第八号」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第六号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十五年内閣府厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附　則

この命令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四第三号及び同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十四第一項第三号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十四第一項第三号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ニ⑶中「第四号」の下に「並びに第五十七条の十三第二項」を加える。

第十条第一項に次の一号を加える。

五　当該農業協同組合連合会の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合並びに当該農業協同組合の子法人等及び関連法人等（前各号に掲げる者を除く。）

第三十四条第五項第一号ニ中「（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」、「（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」、「（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」及び「（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」を削る。

第五十七条の十三第二項中「第二条第十四号」を「第二条第十五項」に、「同条第十六号」を「同条第十六項」に、「又は」を「、」に改め、「あっては農林中央金庫」の下に「、再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあっては同項の認可を受けた農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会」を加える。

第六十条中「については農林水産大臣及び金融庁長官」を「における第十八条第三項第三号（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項第十号、第二項及び第三項の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項及び第五十九条の規定に係るものについては農林水産大臣及び当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）、その他の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官等」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第二項第一号ニ中「以下同じ。）又は」を「第五十条の十三第二項を除き、以下同じ。）又は」に改める。

第二十七条第五項第一号ニ中「（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」及び「（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」を削る。

第五十条の十三第二項中「第二条第十四号」を「第二条第十五項」に、「同条第十六項」に、「又は」を「、」に改め、「あっては農林中央金庫」の下に「、再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあっては同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府農林水産省令第八号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十二条第一項第二号及び第十二条の二第一項並びに同法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）並びに農林中央金庫及び特定農水産業協